

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、児童扶養手当関係事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

## 公表日

令和4年2月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当関係事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書の確認            ②支給要件に必要な各種情報の照会            ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会            ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会            ⑤進達事務            ⑥児童扶養手当情報の照会            ⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受領            ⑧マイナポータルのお知らせ機能での通知</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童情報ファイル 受給者情報ファイル 所得情報ファイル 支払情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第37項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第29条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」            第19条8号、別表第二 第13、16、26、64、65、87、116項            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」            第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」            第19条8号、別表第二 第57項            「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」            第31条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部子育て支援課こども給付係
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部子育て支援課こども給付係 0289-63-2172

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会	児童扶養手当等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会 ⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受領 ⑧マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム 中間サーバー・ソフトウェア	児童扶養手当システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の57の項	【情報提供】番号法第19条7号、別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116項 【情報照会】番号法第19条7号、別表第二 第57項	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	保健福祉部こども支援課こども給付係 こども支援課長 山野井 健	こども未来部子育て支援課こども給付係 子育て支援課長 大谷 薫	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部こども支援課こども給付係 0289-63-2172	こども未来部子育て支援課こども給付係 0289-63-2172	事後	
平成29年7月5日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年7月5日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年7月5日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第37項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第37項  「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第29条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116項  【情報照会の根拠】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第57項	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第13、16、26、64、65、87、116項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2  【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第57項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第31条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 大谷 薫	子育て支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年7月5日	平成31年2月14日	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年7月5日	平成31年2月14日	事後	
平成31年3月22日	Ⅳ リスク対策		項目を追加	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年1月18日 時点	令和2年7月16日 時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者 数いつ時点の計数か	平成31年1月18日 時点	令和2年7月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第13、16、26、64、65、87、116項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2  【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第57項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第31条	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二 第13、16、26、64、65、87、116項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2  【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二 第57項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第31条	事後	
令和3年10月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総合政策課総務係	総合政策部総合政策課総務係	事後	
令和3年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日 時点	令和3年10月22日 時点	事後	
令和3年10月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日 時点	令和3年10月22日 時点	事後	